

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則

昭和五十四年八月十七日

規則第七十二号

改正 昭和五六年 三月三〇日規則第三四号 平成一二年 三月三一日規則第五号  
平成一七年 四月 五日規則第一〇八号 平成二〇年 八月二九日規則第七号  
平成二三年 四月 五日規則第三八号 平成二七年 三月一七日規則第六号  
平成二八年 九月二三日規則第六九号 平成三〇年 九月二八日規則第五号

ふるさと埼玉の緑を守る条例施行規則をここに公布する。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則

題名改正〔平成一七年規則一〇八号〕

(ふるさとの緑の景観地の指定等の案の公告)

第一条 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号。以下「条例」という。）第七条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項を埼玉県報に告示することにより行うものとする。

- 一 ふるさとの緑の景観地の名称
- 二 ふるさとの緑の景観地（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域
- 三 ふるさとの緑の景観地の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

一部改正〔平成一七年規則一〇八号〕

(ふるさとの緑の景観地の指定に係る公聴会)

第二条 知事は、条例第七条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「当該案件」という。）を埼玉県報に告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にこれらの事項を通知し、出席を求めるものとする。

2 前項の告示は、公聴会の日前三週間前までに行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則一〇八号〕

第三条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第四条 議長は、公述人のうち、異議がある旨の意見書の提出をした者その他当該案件に対して異議を有する者から先に、異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第五条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第六条 公述人及び発言を許された者の発言は、当該案件の範囲を超えてはならない。

2 議長は、公述人及び発言を許された者が当該案件の範囲を超えて発言したときは、その発言を禁止することができる。

第七条 議長は、公聴会の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者があるときは、その者に対し、当該行為の中止又は退場を命ずることができる。

第八条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(ふるさとの緑の景観地の区域内における行為の届出)

第九条 条例第十条第一項の規定による届出は、様式第一号の届出書に別表第一に定める図書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

2 条例第十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行為の目的
- 三 行為地及びその付近の状況
- 四 行為の完了予定日
- 五 関係法令による手続の状況

3 条例第十条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出を行う場合においては、第一項の届出書には、変更の趣旨及び理由を記載した書類を添えなければならない。この場合においては、第一項の規定により届出書に添えなければならない書類のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

一部改正〔平成一七年規則一〇八号〕

(ふるさとの緑の景観地の区域内における行為の届出に係る工作物の基準)

第十条 条例第十条第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さにあつては地上十メートル及び面積にあつては地上階における床面積の合計が二百平方メートル
- 二 道路 幅員二メートル
- 三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 地上からの高さ三十メートル
- 四 送水管、ガス管その他これらに類するもの 地上に存する部分について、長さにあつては二百メートル及び面積にあつては水平投影面積が二百平方メートル
- 五 電線、電話線その他これらに類するもの 地上からの高さ二十メートル
- 六 その他の工作物 高さにあつては地上十メートル及び面積にあつては地上における水平投影面積が二百平方メートル

一部改正〔平成一七年規則一〇八号〕

(ふるさとの緑の景観地の保全に支障を及ぼすおそれのある行為)

第十一条 条例第十条第一項第五号の規則で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に

規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積とする。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕、一部改正〔平成二三年規則三八号〕

(ふるさとの緑の景観地の区域内における届出を要しない国又は地方公共団体の行為)

第十二条 条例第十条第七項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された保安施設地区内において同項に規定する保安施設事業を施行すること。
- 三 地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設を新築し、改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良すること(河川を局部的に改良する行為にあつては、河川の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- 五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を新築し、改築し、又は増築すること。

一部改正〔平成一二年規則五〇号・一七年一〇八号〕

(ふるさとの緑の景観地の区域内における届出を要しない行為に係る法令又は条例の規定)

第十三条 条例第十条第七項第三号の規則で定める法令又は条例の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二百五条第一項
- 二 森林法第三十四条第一項及び第二項並びに第三十四条の二第一項(同法第四十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)
- 三 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第三項及び第三十三条第一項
- 四 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)第七条第一項
- 五 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第一項及び第十四条
- 六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第七項
- 七 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十五条第一項
- 八 埼玉県立自然公園条例(昭和三十二年埼玉県条例第十五号)第十二条第三項及び第十四条第一項

九 埼玉県自然環境保全条例（昭和四十九年埼玉県条例第四号）第十七条第四項及び第十九条第一項

一部改正〔平成一二年規則五〇号・一七年一〇八号・二三年三八号・二七年六号〕

（ふるさとの緑の景観地の区域内における届出を要しない行為）

第十四条 条例第十条第七項第五号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの
  - イ 道路を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
    - ロ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
    - ハ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
  - ニ 法令の規定により、又は保安の目的で、表示面積が一平方メートルを超えない標識、標柱等を設置すること。
  - ホ 河川その他の公共の用に供する水路で幅員が四メートルを超えないものを新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
- 二 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの
  - イ 木竹の保育のために除伐又は間伐を行うこと。
  - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
  - ハ 直接自家の生活の用に充てるために必要な木竹を伐採すること。
  - ニ 高さが十メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一メートルを超えない独立木を伐採すること。
  - ホ 法令又はこれに基づく処分による測量又は実地調査の支障となる木竹を伐採すること。
  - ヘ 道路、鉄道、水道、電線路その他これらに類するものに対し著しく被害を与え、又は与えるおそれがある木竹を伐採すること。
- 三 土地の形質を変更することであつて、次に掲げるもの
  - イ 河川その他の公共の用に供する水路の設置（幅員が四メートルを超えないものを設置する場合に限る。）又は管理のために土地の形質を変更すること。
  - ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校における教育又は国若しくは公共団体における試験研究のために土地の形質を変更すること。
  - ハ 第十条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条各号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増

築を除く。)を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ニ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが二メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四 鉱物を掘採し、又は土石を採取することで、当該掘採又は採取により土地の形質に変更を生ずる面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

五 前各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる行為

イ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) 地上からの高さが十メートルを超え、又は地上階における床面積の合計が五百平方メートルを超える(樹林地内において当該行為が行われる場合にあつては、当該樹林地内の地上階における床面積の合計が二百平方メートルを超える場合を含む。以下同じ。)建築物(農作物の育成の用に供する施設を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、地上からの高さが十メートルを超え、又は地上階における床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(2) 幅員が四メートルを超える用排水施設又は農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(3) 木竹を伐採すること(第二号に掲げる行為及び林業を営むために行うものを除く。)

(4) 宅地を造成すること(第三号に掲げる行為を除く。)

ロ 国又は公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

ハ 学校教育法第一条に規定する学校の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ニ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条の規定により指定された重要有形民俗文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為

ホ 埼玉県文化財保護条例第五条第一項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第二十六条第一項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第三十一条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為

ヘ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ト 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。)

一部改正〔平成一七年規則一〇八号・二三年三八号〕

(身分証明書の様式)

第十五条 条例第十二条第三項(条例第二十九条第四項において準用する場合を含む。)に規定する証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

一部改正〔昭和五六年規則三四号・平成一二年五〇号・一七年一〇八号・二三年三八号〕

(市民管理協定の目的となる緑地の規模)

第十六条 条例第十八条第一項の規則で定める一団の緑地は、千平方メートル以上の一団の緑地とする。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕

(市民管理協定の認定申請)

第十七条 条例第十八条第一項の規定による認定の申請は、様式第三号の申請書を提出して行わなければならない。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕

(市民管理協定に定めるべき事項)

第十八条 条例第十八条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 市民管理協定区域内の緑地の管理費用の負担に関する事項
- 二 市民管理協定に違反した場合の措置に関する事項

全部改正〔平成一七年規則一〇八号〕

(市民管理協定の認定基準)

第十九条 条例第十九条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市民管理協定の目的となる緑地が地域の状況から保全の必要性が高い緑地であること。
- 二 市民管理協定の目的となる緑地の管理が継続して行われるものであること。
- 三 市民管理協定の内容が市民管理協定の目的となる土地の利用を不当に制限するものでないこと。
- 四 市民管理協定の有効期間が五年以上であること。
- 五 申請手続及び市民管理協定の内容が法令に違反しないこと。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕

(市民管理協定の認定に係る公告事項)

第二十条 条例第十九条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定市民管理協定の名称
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
- 四 認定市民管理協定の有効期間
- 五 認定市民管理協定の認定年月日

追加〔平成一七年規則一〇八号〕

(認定市民管理協定の変更の認定申請等)

第二十一条 条例第二十条第一項の規定による変更の認定の申請は、様式第四号の申請書を提出して行わなければならない。

2 条例第二十条第二項において準用する条例第十九条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 認定市民管理協定の変更の内容
- 三 認定市民管理協定の変更の認定年月日

追加〔平成一七年規則一〇八号〕

(認定市民管理協定の廃止の届出等)

第二十二条 条例第二十一条第一項の規定による届出は、様式第五号の届出書を提出して行わなければならない。

2 条例第二十一条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第二十条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 認定市民管理協定の廃止の届出年月日

追加〔平成一七年規則一〇八号〕

(認定市民管理協定の認定の取消に係る公告事項)

第二十三条 条例第二十二条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第二十条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 認定市民管理協定を取り消した旨及びその理由
- 三 認定市民管理協定の認定の取消年月日

追加〔平成一七年規則一〇八号〕

(認定市民管理協定に係る活動報告)

第二十四条 条例第二十四条の規定による活動の報告は、毎年知事が別に定める期日までに様式第六号の報告書により行わなければならない。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕

(緑化基準)

第二十五条 条例第二十六条第一項(条例第二十六条の二において準用する場合を含む。次条第一項及び第二十七条第一項第一号において同じ。)の規則に定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の敷地及び建築物上の緑化は、別表第二の上欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により算定して得た面積を、別表第三の上欄に掲げる緑化の方法の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により算定して得た面積の合計(当該緑化の方法に別表第三の二の上欄に掲げる緑化の方法のいずれかに該当するものが含まれる場合にあつては、当該緑化の方法の区分に応じ、それぞれ同表

の下欄に掲げる方法により算定して得た面積を加えるものとする。)が下回らないものであること。

二 接道部(敷地の境界線のうち道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道をいう。))に接する部分をいう。以下同じ。)(接道部に消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)その他の法令により緑化を行うことができない部分が存する場合にあつては、その部分を除いた部分。以下この号において同じ。))における緑化を行う部分の長さは、接道部の長さの十分の五に相当する長さ又は接道部から出入口の部分を除いた部分の長さ以上であること。

三 緑化の方法は、特に支障がない限り、敷地における樹木の植栽によるものとし、別表第三樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積二十平方メートル当たり成木の高さが通常二・五メートル以上の樹木を一本以上植栽するものであること。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕、一部改正〔平成二三年規則三八号・二八年六九号・三〇年五四号〕

(緑化計画届出書)

第二十六条 条例第二十六条第一項の規定による届出は、様式第七号の届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の届出は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請前又は同法第十八条第二項の規定による通知前に行わなければならない。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕、一部改正〔平成二三年規則三八号〕

(緑化計画変更届出書)

第二十七条 条例第二十六条第二項(条例第二十六条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二十六条第一項の規定による届出をした者の氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)

二 敷地面積又は接道部の長さ

三 次に掲げる事項のうち、条例第二十七条第一項の規定による緑化計画の認定に影響を及ぼす事項

イ 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積

ロ 接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ

ハ 接道部における出入口の部分に係る長さ

ニ 別表第三樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積

ホ 緑化面積

ヘ 接道部における緑化を行う部分の長さ

ト 樹木の植栽により緑化を行う敷地における成木の高さが通常二・五メートル以上の樹木の本数



2 条例第二十六条第二項の規定による変更の届出は、様式第八号の届出書を提出して行わなければならない。

追加〔平成二三年規則三八号〕、一部改正〔平成二八年規則六九号・三〇年五四号〕

(緑化完了報告)

第二十八条 条例第二十九条第一項の規定による緑化完了報告は、様式第九号の報告書を提出して行わなければならない。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕、一部改正〔平成二三年規則三八号〕

(適用除外)

第二十九条 条例第三十二条第二項の規定により適用しないこととする条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

市町村	条例の規定
さいたま市	第三章
川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市及びふじみ野市	第二十六条の二並びに第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条及び第三十一条（第二十六条の二に係るものに限る。）

追加〔平成一七年規則一〇八号〕、一部改正〔平成二三年規則三八号・二八年六九号〕

(知事に提出する書類の部数)

第三十条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二通とする。

一部改正〔昭和五六年規則三四号・平成一二年五〇号・一七年一〇八号・二三年三八号〕

附 則

この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月三十日規則第三十四号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第五十号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月五日規則第百八号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（「第九条第七項第三号」を「第十条第七項第三号」に改める部分及び第十二条を第十三条とする部分を除く。）及び第十三条第五号二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十三年四月五日規則第三十八号）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十五条、別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月十七日規則第六号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条第六号の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二十八年九月二十三日規則第六十九号）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の第二十九条の規定は、この規則の施行日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年九月二十八日規則第五十四号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一（第九条関係）

行為の種類	図書の種類	図書に明示しなければならない事項	図面の縮尺
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	位置図	行為地の位置	一万分の一以上
	付近見取図	方位、行為箇所、河川、水路、道路その他の公共施設及び目標となる建物	随意
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建物その他の主要工作物及び木竹等の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員（当該工作物からの距離を明示すること。）	六百分の一以上
	平面図	縮尺及び方位並びに間取り及び各室の用途	二百分の一以上
	立面図（四面を原則とする。）	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩	二百分の一以上

	断面図	縮尺	二百分の一以上
	現況写真		
木竹の伐採	位置図	行為地の位置	一万分の一以上
	付近見取図	方位、行為箇所、河川、水路、道路その他の公共施設及び目標となる建物	随意
	平面図	縮尺、方位、行為地の位置及び境界線	六百分の一以上
	地形図	縮尺、方位、行為地の境界線、森林の状況及び等高線	六百分の一以上
	現況写真		
宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取及び屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	位置図	行為地の位置	一万分の一以上
	付近見取図	方位、行為箇所、河川、水路、道路その他の公共施設及び目標となる建物	随意
	平面図	縮尺、方位、行為地の位置及び境界線	六百分の一以上
	縦横断面図	縮尺、現況及び行為後の状況	六百分の一以上
	地形図	縮尺、方位、行為地の境界線及び等高線	六百分の一以上
	現況写真		

追加〔平成一七年規則一〇八号〕、一部改正〔平成二三年規則三八号〕

別表第二（第二十五条関係）

区域の区分	緑化を要する面積の算定方法
用途地域が定められている区域	敷地の面積 × (1 - 建蔽率) × 0.5
その他の区域	敷地の面積 × 0.25

備考

- 一 用途地域とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の用途地域をいう。
- 二 都市計画法第十二条の五第一項第二号の規定により地区計画が定められている区域は、用途地域が定められている区域とみなす。
- 三 敷地とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第一号に規定する敷地及び当該施設と一体的に利用される土地をいう。
- 四 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域が存する場合は、敷地

の面積から当該区域の面積を控除することができる。

五 建蔽率とは、建築基準法第五十三条第一項及び第二項その他の法令の規定による当該建築物の建蔽率の最高限度をいう。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕、一部改正〔平成二三年規則三八号〕

別表第三（第二十五条関係）

緑化の方法	緑化面積の算定方法
樹木の植栽	<p>次の条件を満たすAの面積</p> $A \leq 18B + 10C + 4D + E$ <p>この式において、A、B、C、D及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>A 樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積（当該区域を超えて樹冠で覆われた部分が存する場合には、当該部分の水平投影面積を加えることができる。） （単位 平方メートル）</p> <p>B 高さが四メートル以上の樹木の本数</p> <p>C 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数</p> <p>D 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数</p> <p>E 高さが一メートル未満の樹木の本数</p> </div>
芝、コケその他の地被植物又は多肉植物の植栽	<p>芝、コケその他の地被植物又は多肉植物で表面が覆われている部分（その水平投影面が樹木の植栽による水平投影面と一致する部分を除く。）の面積。ただし、敷地の緑化の場合は、当該面積に〇・九を乗じて得た面積</p>
草花その他これに類する植物の植栽	<p>花壇その他これに類するもののうち、草花その他これに類する植物が生育するための土壌で表面が覆われている部分（その水平投影面が樹木の植栽又は芝、コケその他の地被植物若しくは多肉植物の植栽による水平投影面と一致する部分を除く。）の面積。ただし、敷地の緑化の場合は、当該面積に〇・九を乗じて得た面積（これらの方法により算定した面積の合計は、樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積の四分の一の面積を上限とする。）</p>
ツル植物の植栽（壁面の	<p>イ 建築物の外壁に緑化のための補助資材が整備されている場合</p>

緑化に限る。)	は、当該補助資材で覆われている面積 ロ イに掲げる場合以外の場合は、壁面の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積
---------	-----------------------------------------------------------------------

備考 補助資材とは、ネット、メッシュフェンス等をいう。

追加〔平成一七年規則一〇八号〕、一部改正〔平成二三年規則三八号・三〇年五四号〕

別表第三の二（第二十五条関係）

緑化の方法	緑化面積の算定方法
生け垣の植栽	生け垣の水平投影の長さの合計に生け垣の高さを乗じて得た面積
高さ四・〇メートル以上の樹木の植栽（生け垣の植栽を除く。）	樹木の高さの十分の六の長さを直径とする円の面積

備考

- 一 生け垣とは、接道部における樹木の植栽による垣をいう。
- 二 生け垣の高さは一・〇メートル以上とし、その算定方法は、知事が別に定める。

追加〔平成三〇年規則五四号〕

様式第1号

ふるさとの緑の景観地の区域内行為届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所  
氏名 ㊟  
(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名)  
電話番号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第10条第1項に該当する行為をするので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふるさとの緑の景観地の名称										
※行為の種類		1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 4 鉱物の掘採又は土石の採取 5 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積								
行為の目的										
行為の場所		地目( )								
行為地及びその付近の状況										
行為の規模及び 施行方法の概要	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	※工事種別	1 新築	2 改築	高さ	地上	m			
		敷地面積	3 増築		建築面積	地下	m			
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>				
		種類	1 建築物	色彩	屋根( )					
			2 工作物	外壁( )						
		※構造	1 木造	2 鉄筋コンクリート造						
	3 鉄骨造		4 ブロック造							
	※屋根	1 瓦ぶき	2 スレートぶき							
		3 鉄板ぶき	4 その他( )							
	※外壁	1 板張	2 モルタル塗							
3 漆くい塗		4 その他( )								
木竹の伐採	伐採主要樹種				※伐採方法	1 皆伐				
	伐採面積	m <sup>2</sup>			跡地の処理方法	2 択伐				
	樹高及び樹齡	約	m		その他					
土地の形質の変更等	※工事種別	1 宅地の造成	2 土地の開墾							
	工事面積	3 鉱物の掘採	4 土石の採取							
		5 土石の堆積	6 廃棄物の堆積							
工事によって生ずるのり高	7 再生資源の堆積	8 その他								
	工事種別に記した行為の量	m <sup>2</sup>		m <sup>5</sup>						
予定年月日	着手									
	完了									
関係法令による 手続の状況										

注 ※印欄は、該当番号を○で囲むこと。

全部改正〔平成17年規則108号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年38

号〕

様式第2号

(表 面)

第 号
身 分 証 明 書
<p>次の者は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第12条第1項及び第2項並びに第29条第3項の規定により、他人の土地又は建物内に立ち入り、実地調査等を行うことができる者であることを証明する。</p>
<p>所属部課名</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p>
年 月 日生
有効期間 年 月 日から
年 月 日まで
埼玉県知事
印

← 9 cm →

6 cm

(裏 面)

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（抜粋）

第12条 知事は、ふるさとの緑の景観地の指定若しくは当該指定に係る区域の拡張又はふるさとの緑の景観地に係る修景美化事業の執行のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、実地に調査させることができる。

2 知事は、ふるさとの緑の景観地の指定の目的の達成のために必要な限度内において、第10条第3項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、ふるさとの緑の景観地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、同条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の当該ふるさとの緑の景観地の指定の目的の達成に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条

3 知事は、緑化完了報告に関する緑化の状況の確認のため必要があるときは、その職員に、当該緑化完了報告に係る敷地又は建築物に立ち入らせることができる。

4 第12条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立ち入りについて準用する。

様式第3号

市民管理協定認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名 ㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第19条第1項による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 市民管理協定の名称及び市民管理協定区域の面積
- 2 市民管理協定区域の土地の地番
- 3 市民管理協定の締結年月日  
年 月 日
- 4 市民管理協定の有効期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 添付する書類又は図面
  - (1) 協定書の写し
  - (2) 市民管理協定区域の土地の登記事項証明書
  - (3) 市民団体等の登記事項証明書（市民団体等が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票の写し）
  - (4) 市民管理協定区域の位置図（縮尺5万分の1以上）
  - (5) 市民管理協定区域の区域図（縮尺5千分の1以上）

追加〔平成17年規則108号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年38号〕



様式第4号

認定市民管理協定変更認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第20条第1項による変更認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定市民管理協定の名称  
(変更があつた場合は、変更前の名称を記入)
- 2 認定に係る市民管理協定区域  
(変更があつた場合は、変更前の区域を記入)
- 3 変更内容
- 4 市民管理協定の変更締結年月日  
年 月 日
- 5 市民管理協定の変更後の有効期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 添付する書類又は図面
  - (1) 協定書の写し
  - (2) 認定に係る市民管理協定区域の土地の登記事項証明書
  - (3) 市民団体等の登記事項証明書(市民団体等が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票の写し)
  - (4) 認定に係る市民管理協定区域の土地の位置図(縮尺5万分の1以上)
  - (5) 認定に係る市民管理協定区域の土地の区域図(縮尺5千分の1以上)

追加〔平成17年規則108号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年38号〕

様式第5号

認定市民管理協定廃止届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

認定市民管理協定を廃止したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定市民管理協定の名称及び認定に係る市民管理協定区域の面積
- 2 認定市民管理協定区域の土地の地番
- 3 市民管理協定の認定年月日  
年 月 日
- 4 認定市民管理協定の廃止年月日  
年 月 日
- 5 廃止の事由

追加〔平成17年規則108号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年38号〕

様式第6号

認定市民管理協定活動報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第24条の規定により、下記のとおり認定市民管理協定に係る活動の報告をします。

記

- 1 認定市民管理協定の名称及び認定年月日
- 2 活動の内容

注 活動状況を写した写真を添付すること。

追加〔平成17年規則108号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年38号〕

様式第7号

緑化計画届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所  
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人  
住所  
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号  
担当者名

次のとおり緑化計画を作成したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

工 事 種 別	
建築物の用途	
敷地の所在地	

緑化着手予定日 年 月 日	緑化完了予定日 年 月 日
------------------	------------------

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等 ( ) 2 その他の区域	1 あり ( % ) 2 なし

敷地面積 (全体) S m <sup>2</sup>	接道部の長さ L m	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積 敷地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①) T' m <sup>2</sup>
法令により緑化を行うことができない区域の面積 S' m <sup>2</sup>	法令により緑化を行うことができない部分の長さ L' <sup>1</sup> m	
	出入口の部分に係る長さ L' <sup>2</sup> m	

(緑化面積の基準算定式)  
1 用途地域内  
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$   
2 その他の区域  
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)  
 $c = ((L - L' <sup>1</sup>) \times 0.5)$  又は  
 $(L - (L' <sup>1</sup> + L' <sup>2</sup>))$   
いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)  
 $t = T' / 20m$

基準	緑化を要する面積 a m <sup>2</sup>	緑化を要する接道部の長さ c m	高木となる樹木の植栽本数 t 本
----	------------------------------	---------------------	---------------------

◎ A ≧ a、L 1 ≧ c、T ≧ t となるようにすること。

計画	緑化面積 (A 1 + A 2) A m <sup>2</sup>	接道部の緑化を行う部分の長さ L 1 m	高木となる樹木の植栽本数 T 本
----	--------------------------------------	-------------------------	---------------------

(別紙1の緑化計画内容一覧表の敷地の緑化面積「A1」+建築物上の緑化面積「A2」)

注

- 位置図 (行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図 (建築物上の緑化計画に係る平面図も含む)、緑化計画断面図 (壁面の緑化や駐車場の緑化を行う場合に限る。) 及び建築物立面図 (2面以上の緑化を行う場合) を添付すること。
- 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積 (S') 又は接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ (L' <sup>1</sup>) が存する場合には、緑化計画平面図に明示するとともに緑化を行うことができない理由及び根拠法令を示すこと。
- 接道部の長さ、出入口の部分に係る長さ及び接道部の緑化を行う部分の長さについては、平面図に明示すること。
- 高木となる樹木とは、成木の高さが通常2.5m以上となる樹木をいう。

## 別紙1

緑化計画内容一覧表

	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名	
		既存	新規		
樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0m以上	B	-----本 -----本		
	4.0m未満 2.5m以上	C	-----本 -----本		
	2.5m未満 1.0m以上	D	-----本 -----本		
	1.0m未満	E	-----本 -----本		
	樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数		本	
	緑化面積	うち成木時の高さ2.5m以上の樹木本数 (別紙2の緑化面積等計算表(T))		本	
		(別紙2の緑化面積等計算表の①と一致)		m <sup>2</sup>	
敷地	植栽本数		緑化面積	植物名	
	生け垣・ 4m以上の樹木	既存	-----本	-----m <sup>2</sup>	
		新規	-----本	-----m <sup>2</sup>	
	4m以上の樹木	既存	-----本	-----m <sup>2</sup>	
		新規	-----本	-----m <sup>2</sup>	
	緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の②+③と一致)		m <sup>2</sup>	
	その他	緑化面積		植物名	
		既存	-----m <sup>2</sup>		
		新規	-----m <sup>2</sup>		
		既存	-----m <sup>2</sup>		
新規		-----m <sup>2</sup>			
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の④と一致)		m <sup>2</sup>		
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA1			m <sup>2</sup>	
建築物上	高さ(植栽時)		植栽本数	植物名	
	樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0m以上	B	-----本 -----本	
		4.0m未満 2.5m以上	C	-----本 -----本	
	2.5m未満 1.0m以上	D	-----本 -----本		
		1.0m未満	E	-----本 -----本	
	樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数		本	
	緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の⑤と一致)		m <sup>2</sup>	
	その他	緑化面積		植物名	
		既存	-----m <sup>2</sup>		
		新規	-----m <sup>2</sup>		
既存		-----m <sup>2</sup>			
新規		-----m <sup>2</sup>			
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の⑥と一致)		m <sup>2</sup>		
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA2			m <sup>2</sup>	
■緑化面積の合計(A1 + A2)				A m <sup>2</sup>	

※ 面積については、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。





3 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (㎡)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数(本)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の植物名	備考
計		↑		

- ※1 緑化面積は、「1 緑化面積」中の「■敷地【樹木】」と一致させること。
- 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行った箇所で高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

全部改正〔平成30年規則54号〕



緑化計画変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所  
氏名

①  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人  
住所  
氏名

①  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号  
担当者名

年 月 日付けで届け出た緑化計画について次のとおり変更したいので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第2項の規定により届け出ます。

変更内容（該当する□に $\surd$ 印を記入すること。）

届出者

変更前		変更後	
住所 氏名	(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	住所 氏名	(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)

敷地面積等

敷地面積（全体）		
S	(変更前)	(変更後)
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
法令により緑化を行うことができない区域の面積		
S'	(変更前)	(変更後)
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

接道部等の長さ

接道部の長さ		
L	(変更前)	(変更後)
	m	m
法令により緑化を行うことができない部分の長さ		
L' 1	(変更前)	(変更後)
	m	m
出入口の部分に係る長さ		
L' 2	(変更前)	(変更後)
	m	m

樹木の植栽面積

樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積 敷地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①)		
T'	(変更前)	(変更後)
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(緑化面積の基準算定式)

- 用途地域内  
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建築率}) \times 0.5$
- その他の区域  
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)

$$c = ((L - L' 1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L' 1 + L' 2))$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 20\text{m}^2$$

緑化基準

基準	緑化を要する面積		緑化を要する接道部の長さ		高木となる樹木の植栽本数				
	a	(変更前) m <sup>2</sup>	(変更後) m <sup>2</sup>	c	(変更前) m	(変更後) m	t	(変更前) 本	(変更後) 本

緑化計画

計画	緑化面積(A1+A2)		接道部の緑化を行う部分の長さ		高木となる樹木の植栽本数				
	A	(変更前) m <sup>2</sup>	(変更後) m <sup>2</sup>	L1	(変更前) m	(変更後) m	T	(変更前) 本	(変更後) 本

注 緑化計画変更後の図面を添付すること。

## 別紙1

緑化計画内容一覧表

	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名	
		既存	新規		
樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0m以上	B	-----本 -----本		
	4.0m未満 2.5m以上	C	-----本 -----本		
	2.5m未満 1.0m以上	D	-----本 -----本		
	1.0m未満	E	-----本 -----本		
	樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数		本	
	緑化面積	うち成木時の高さ2.5m以上の樹木本数 (別紙2の緑化面積等計算表(T))		本	
		(別紙2の緑化面積等計算表の①と一致)		m <sup>2</sup>	
敷地	植栽本数		緑化面積	植物名	
	生け垣・ 4m以上の 樹木	既存	-----本	-----m <sup>2</sup>	
		新規	-----本	-----m <sup>2</sup>	
	4m以上の 樹木	既存	-----本	-----m <sup>2</sup>	
		新規	-----本	-----m <sup>2</sup>	
	緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の②+③と一致)		m <sup>2</sup>	
	その他	緑化面積		植物名	
		既存	-----m <sup>2</sup>		
		新規	-----m <sup>2</sup>		
		既存	-----m <sup>2</sup>		
新規		-----m <sup>2</sup>			
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の④と一致)		m <sup>2</sup>		
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA 1			m <sup>2</sup>	
建築物上	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名	
		既存	新規		
	樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0m以上	B	-----本 -----本	
		4.0m未満 2.5m以上	C	-----本 -----本	
		2.5m未満 1.0m以上	D	-----本 -----本	
		1.0m未満	E	-----本 -----本	
		樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数		本
	緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の⑤と一致)		m <sup>2</sup>	
	その他	緑化面積		植物名	
		既存	-----m <sup>2</sup>		
新規		-----m <sup>2</sup>			
既存		-----m <sup>2</sup>			
新規		-----m <sup>2</sup>			
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の⑥と一致)		m <sup>2</sup>		
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA 2			m <sup>2</sup>	
■緑化面積の合計 (A 1 + A 2)				A m <sup>2</sup>	

※ 面積については、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。

## 別紙2

## 緑化面積等計算表

## 1 緑化面積

## ■敷地

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				18B + 10C + 4D + E の値 (m <sup>2</sup> )	緑化面積 (m <sup>2</sup> )	備考
	計算式	実面積 (m <sup>2</sup> )	B	C	D	E			
	計							①	

※1 Bは4m以上、Cは2.5m以上4m未満、Dは1m以上2.5m未満、Eは1m未満

2 緑化面積は、「植栽区画面積 $\leq$ 18B + 10C + 4D + E」の式を満たすものであること(⑤において同じ)。

【生け垣・4m以上の樹木】

生け垣

番号	植物名	生け垣の長さ (m)(ア)	生け垣の高さ (m)(イ)	緑化面積(m <sup>2</sup> )(ア×イ)	備考
	計			②	

※ 生け垣の長さ及び高さは、小数点以下第1位(第2位切捨て)までを記入すること。

4m以上の樹木(樹高欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で算定)

番号	植物名	樹高(m)(ア)	本数(イ)	緑化面積(m <sup>2</sup> )	備考
	計			③	

※1 生け垣で加算した面積に係る樹木は除く。

2 樹高は、小数点以下第1位を切捨てで記入すること。

3 緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{緑化面積} = (\text{ア} \times 0.6 \times 0.5) \times (\text{ア} \times 0.6 \times 0.5) \times 3.14 \times \text{イ}$$

【その他】

番号	計算式	植栽面積(m <sup>2</sup> ) (ア)	(イ)	緑化面積(m <sup>2</sup> )(ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
			0.9		
	計			④	

敷地計 (m<sup>2</sup>)

A 1

① + ② + ③ + ④

■建築物上

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				18B + 10C + 4D + E の値 (m <sup>2</sup> )	緑化面積 (m <sup>2</sup> )	備考
	計算式	実面積 (m <sup>2</sup> )	B	C	D	E			
	計							⑤	

【その他】

番号	計算式	緑化面積 (m <sup>2</sup> )	備考
	計	⑥	

建築物上計 (m <sup>2</sup> ) A 2	⑤ + ⑥
-----------------------------	-------

注

- 1 実面積は図面と整合させ、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。
- 2 CADによる面積算出の場合には、計算式欄に「CAD算出」と記入し、面積算出を図面に示している場合は計算式欄に「別添図面のとおり」などと示すこと。
- 3 花壇等の場合には、その緑化面積の合計が①の緑化面積の4分の1以内となっていることを確認すること。

2 接道部における緑化の長さ

番号	計算式	接道部における 緑化の長さ(m)	備考
計		L 1	

3 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (㎡)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数(本)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の植物名	備考
計		Ⅰ		

- ※1 緑化面積は、「1 緑化面積」中の「■敷地【樹木】」と一致させること。  
 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行った箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

全部改正〔平成30年規則54号〕

様式第9号

緑化完了報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所  
氏名

①  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人  
住所  
氏名

①  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号  
担当者名

年 月 日付け ( 年 月 日付け変更) で届け出た緑化計画に係る緑化が完了したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第29条第1項の規定により、次のとおり報告します。

工 事 種 別	
建築物の用途	
敷地の所在地	

緑化着工日 年 月 日	緑化完了日 年 月 日
----------------	----------------

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等 ( )	1 あり ( %)
2 その他の区域	2 なし

敷地面積 (全体) S m <sup>2</sup>	接道部の長さ L m	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積 敷地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①) T' m <sup>2</sup>
法外により緑化を行うことができない区域の面積 S' m <sup>2</sup>	法外により緑化を行うことができない部分の長さ L' m	

出入口の部分に係る長さ L' m
---------------------

(緑化面積の基準算定式)

- 用途地域内  
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
- その他の区域  
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)

$$c = ((L - L') \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L' + L''))$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 20\text{m}^2$$

基準	緑化を要する面積 a m <sup>2</sup>	緑化を要する接道部の長さ c m	高木となる樹木の植栽本数 t 本
----	------------------------------	---------------------	---------------------

◎ A ≧ a、L ≧ c、T ≧ t となるようにすること。

完了	緑化面積 (A1 + A2) A m <sup>2</sup>	接道部の緑化を行う部分の長さ L1 m	高木となる樹木の植栽本数 T 本
----	------------------------------------	------------------------	---------------------

(別紙1の緑化完了内容一覧表の敷地の緑化面積「A1」+建築物上の緑化面積「A2」)

注 緑化計画届出書(緑化計画変更届出書)の内容と実績が異なる場合には、位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化完了平面図(建築物上の緑化に係るものも含む)、緑化完了断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行った場合に限る。)及び建築物立面図(建築物上の緑化を行った場合に限る。)を添付すること。

## 別紙1

## 緑化完了内容一覧表

	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名	
		既存	新規		
樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0m以上	B	-----本 -----本		
	4.0m未満 2.5m以上	C	-----本 -----本		
	2.5m未満 1.0m以上	D	-----本 -----本		
	1.0m未満	E	-----本 -----本		
	樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数		本	
	緑化面積	うち成木時の高さ2.5m以上の樹木本数 (別紙2の緑化面積等計算表(T))		本	
		(別紙2の緑化面積等計算表の①と一致)		m <sup>2</sup>	
敷地	植栽本数		緑化面積	植物名	
	生け垣・ 4m以上の 樹木	既存	-----本	-----m <sup>2</sup>	
		新規	-----本	-----m <sup>2</sup>	
	4m以上の 樹木	既存	-----本	-----m <sup>2</sup>	
		新規	-----本	-----m <sup>2</sup>	
	緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の②+③と一致)		m <sup>2</sup>	
	その他	緑化面積		植物名	
		既存	-----m <sup>2</sup>		
		新規	-----m <sup>2</sup>		
		既存	-----m <sup>2</sup>		
新規		-----m <sup>2</sup>			
緑化面積		(別紙2の緑化面積等計算表の④と一致)		m <sup>2</sup>	
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA1			m <sup>2</sup>	
建築物上	高さ(植栽時)		植栽本数	植物名	
	樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0m以上	B	既存 -----本 新規 -----本	
		4.0m未満 2.5m以上	C	既存 -----本 新規 -----本	
		2.5m未満 1.0m以上	D	既存 -----本 新規 -----本	
		1.0m未満	E	既存 -----本 新規 -----本	
		樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数		本
	緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の⑤と一致)		m <sup>2</sup>	
	その他	緑化面積		植物名	
		既存	-----m <sup>2</sup>		
		新規	-----m <sup>2</sup>		
既存		-----m <sup>2</sup>			
新規		-----m <sup>2</sup>			
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の⑥と一致)		m <sup>2</sup>		
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA2			m <sup>2</sup>	
■緑化面積の合計 (A1 + A2)				A m <sup>2</sup>	

※ 面積については、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。







3 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (㎡)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数(本)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の植物名	備考
計		Ⅰ		

- ※1 緑化面積は、「1 緑化面積」中の「■敷地【樹木】」と一致させること。  
 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行った箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

全部改正〔平成30年規則54号〕